

令和8年3月4日招集

第1回大子町議会定例会議案

大 子 町

付 議 事 件 目 録

議案 番号	事 件 名	摘 要		
		提出月日	議決月日	備 考
議案 4	大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例	3月 4日	3月 日	
議案 5	大子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	〃		
議案 6	大子町観光物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃		
議案 7	大子広域公園オートキャンプ場の管理に関する条例の一部を改正する条例	〃		
議案 8	大子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	〃		
議案 9	大子町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	〃		
議案 10	大子町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例	〃		
議案 11	大子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃		
議案 12	大子町火災予防条例の一部を改正する条例	〃		
議案 13	湯の里公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	〃		

議案 14	大子町過疎地域持続的発展計画の変更について	〃		
議案 15	町道路線の認定について	〃		
議案 16	奥久慈茶の里公園の指定管理者の指定について	〃		
議案 17	大子町営宿泊施設福寿荘の指定管理者の指定について	〃		
議案 18	大子町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃		
議案 19	人権擁護委員候補者の推薦について	〃		
議案 20	人権擁護委員候補者の推薦について	〃		
議案 21	人権擁護委員候補者の推薦について	〃		
議案 22	令和7年度大子町一般会計補正予算（第11号）	〃		
議案 23	令和7年度大子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃		
議案 24	令和7年度大子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃		
議案 25	令和7年度大子町介護保険特別会計補正予算（第4号）	〃		

議案 26	令和7年度大子町介護サービス事業特別 会計補正予算（第4号）	〃		
議案 27	令和7年度大子町水道事業会計補正予算 （第6号）	〃		
議案 28	令和8年度大子町一般会計予算	〃		
議案 29	令和8年度大子町国民健康保険事業特別 会計予算	〃		
議案 30	令和8年度大子町後期高齢者医療特別会 計予算	〃		
議案 31	令和8年度大子町介護保険特別会計予算	〃		
議案 32	令和8年度大子町介護サービス事業特別 会計予算	〃		
議案 33	令和8年度大子町浄化槽整備事業会計予 算	〃		
議案 34	令和8年度大子町水道事業会計予算	〃		

議案第4号

大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地域間交流の促進及び観光の振興により賑わいを創出するとともに災害に強いまちづくり推進のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、大子町防災対応型観光交流施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
大子町防災対応型観光交流施設	大子町大字大子866番地3

(構成)

第3条 施設は、次表に掲げる設備等をもって構成する。

名称	設備等
大子町防災対応型観光交流施設	ア インフォメーションセンター イ 飲食テナントスペース ウ 物販テナントスペース エ FM放送局 オ 多目的室 カ クライミングピナクル キ 芝生広場 ク 全天候型イベント広場 ケ 管理棟・控室棟・リハーサル室棟 コ トイレ棟 サ 駐車場 シ スケボー広場 ス 遊具広場 セ その他附帯設備

(指定管理者による管理)

第4条 施設の管理は、法人その他の団体であつて、大子町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年大子町条例第24号）の規定により町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（開館日及び開館時間）

第5条 施設の開館時間は午前9時から午後8時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て利用時間を変更することができる。

2 休館日は設けない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て休館日を設定することができる。

（指定管理者が行う業務とその基準）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設、附帯設備及び備品（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 施設等の利用に係る使用料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の運営に関し町長が必要と認める業務

2 指定管理者は、次に掲げる基準により前項の業務（以下「指定管理業務」という。）を行わなければならない。

- (1) この条例のほか、関連する法令等を遵守すること。
- (2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 利用者等（次条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）及び利用者以外の者で施設に来場するものをいう。以下同じ。）に対し、平等かつ適正なサービスの提供を行うこと。
- (4) 指定管理業務により取得した個人情報等を適正に取り扱うこと。

（行為の制限等）

第7条 施設において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は利用を中止するときも、同様とする。

- (1) 募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。
- (2) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興行その他これらに類する催しをすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める行為をすること。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、同条第2項の条件を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が前条第1項の許可を受けた利用の目的又は条件に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく町規則に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策その他の公的活動のために施設を利用する必要性が生じたとき。

(5) 天災地変その他の避けることができない理由により必要と認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(行為の禁止)

第9条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為をすること。

(2) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがある行為をすること。

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為をすること。

(4) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれがある行為をすること。

(5) 喫煙可能な場所以外で喫煙すること。

(6) 正当な理由なく長時間にわたり滞在し、他人の利用を阻害するおそれがある行為をすること。

(7) 利用が認められている場所以外の場所に立ち入ること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる行為をすること。

2 指定管理者は、利用者等がこの条例に違反したとき、又は前項各号のいずれかに該当するときは、使用を拒否し、又は退去、物件の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(利用に係る禁止事項)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第11条 利用者等は、施設等の利用に当たって、特別の設備を設置し、又は附帯設備以外の器具を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による特別の設備の設置に要する費用は、全て利用者等の負担とする。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第8条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 町長は、利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、利用者に代わってこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

3 前2項の規定は、前条第1項の規定により施設に特別の設備を設置した場合等に準用する。

(使用料)

第13条 利用者は、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、町長が後納を認めるときは、この限りでない。

(減免)

第14条 町長は、町規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者の責めに帰すことができない事由により利用ができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償義務)

第16条 利用者等は故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の特例)

第17条 町長は、第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる施設等の使用料の全部又は一部を、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を上限として、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

4 第1項の場合における第14条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と、「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において町規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定の手続、施設の利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(大子町公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正)

3 大子町公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年大子町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「大子町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（令和5年大子町条例22号）」を

「大子町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（令和5年大子町条例22号）」

大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例（令和8年大子町条例第

1号)」に改める。

別表（第13条関係）

施設等の使用料

1 多目的室

（単位：円）

利用時間帯 設備等の名称	区分①	区分②	区分③	全日	その他の時間帯（1時間当たり）（注1）
	（午前9時～午後1時）	（午後1時～午後5時）	（午後5時～午後8時）	（午前9時～午後8時）	
（注2）	2,000	2,000	1,500	5,500	600
上記以外	1,200	1,200	900	3,300	400

注1 「その他の時間帯」とは、午後8時から翌日の午前9時までをいう。

注2 入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合又は営利を目的として設備等を利用する場合

注3 利用時間が区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の時間に満たない場合の使用料は、当該区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の使用料の額とする。

2 飲食テナントスペース、物販テナントスペース、クライミングピナクル、芝生広場

（単位：円）

設備等の名称	利用時間	使用料
飲食テナントスペース、物販テナントスペース		（注1）
クライミングピナクル	1回当たり20分	1,000
芝生広場		（注2）

注1 大子町行政財産使用料徴収条例（平成14年大子町条例第21号）に定める額とする。

注2 平日にあつては1,500円、土・日曜日又は休日にあつては2,000円とし、

利用可能な範囲は移動販売車での利用にあつては当該車両1台分の周囲に販売・安全のために必要な離隔距離を含めた面積、その他の場合にあつては10㎡相当とする。

3 全天候型イベント広場、控室棟、リハーサル室棟

(単位：円)

使用時間帯		区分①	区分②	区分③	全日	その他の時間帯 (1時間あたり)
		(午前9時～午後1時)	(午後1時～午後5時)	(午後5時～午後8時)	(午前9時～午後8時)	
設備の名称	平日	8,000	8,000	6,000	22,000	2,400
	(注1、注2)	土・日曜日、休日	12,000	12,000	9,000	33,000
控室A(9.0帖)		800	800	600	2,200	300
控室B(15.7帖)		1,200	1,200	900	3,300	400
リハーサル室		1,200	1,200	900	3,300	400

注1 入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合又は営利を目的として使用する場合は、金額に2を乗じた額とする。

注2 移動販売車、テント等で敷地の一部を利用する場合に平日にあつては1,500円、土・日曜日又は休日にあつては2,000円とし、利用可能な範囲は移動販売車にあつては当該車両1台分の周囲に販売・安全のために必要な離隔距離を含めた面積、テント等にあつては10㎡相当とする。この場合に注1は適用しない。

注3 利用時間が区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の時間に満たない場合の使用料は、当該区分①、区分②、区分③、全日又はその他の時間帯の使用料の額とする。

4 附帯設備及び備品

区分	使用料
照明設備	8,000円を限度として品目ごとに町規則で定める。
音響設備	4,000円を限度として品目ごとに町規則で定める。
バーチャルライド設備	1回当たり2,000円を限度として町規則で定める。
アウトドアレンタル用品	2,000円を限度として品目ごとに町規則で定める。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 3 月 日 決

議案第 5 号

大子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 5 条—第 3 3 条）

第 3 章 雑則（第 3 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 5 4 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第 3 0 条の 1 4 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第 2 7 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び法第 2 9 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の

特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供

その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容そ

の他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支

援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処

理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び

前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 3 月 日 決

議案第 6 号

太子町観光物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

太子町観光物産館の設置及び管理に関する条例（平成 9 年太子町条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「太子町観光物産館」の次に「(以下「施設」という。)」を加える。

第 2 条を次のように改める。

(名称、位置及び構成)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
太子町観光物産館	太子町大字池田 2 8 3 0 番地 1

2 施設の構成は、次のとおりとする。

- (1) レストラン
- (2) 物販スペース
- (3) 研修室
- (4) ギャラリー
- (5) 浴場
- (6) ドッグラン
- (7) 多目的駐車場
- (8) その他附帯施設

第 3 条中「太子町観光物産館（以下、「施設」という。）」を「施設」に改める。

第 9 条中「公衆浴場法」を「浴場の使用に当たり公衆浴場法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において町規則で定める日から施行する。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 3 月 日 決

議案第7号

大子広域公園オートキャンプ場の管理に関する条例の一部を改正する条例

大子広域公園オートキャンプ場の管理に関する条例（平成13年大子町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「

センターハウス	大人	600円
浴室	子供	400円

」を

「

センターハウス浴室	大人	600円
	子供	400円
アクティビティ施設	宿泊利用者 1プログラム 当たり	1,000円
	その他利用者 1プログラム 当たり	1,500円

」に、

「4 センターハウス浴室の利用は、原則として施設利用者に限る。」を

「4 センターハウス浴室の利用は、原則として施設利用者に限る。

5 「宿泊利用者」とは、宿泊日当日又は、翌日にアクティビティ施設を利用する者をいう。

6 「その他利用者」とは、宿泊をせずにアクティビティ施設を利用する者をいう。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において町規則で定める日から施行する。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 3 月 日 決

議案第 8 号

大子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

大子町子ども・子育て会議条例（平成 25 年大子町条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関する事。

第 7 条中「福祉課」を「健康こども政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 3 月 日 決

議案第9号

大子町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大子町営墓地の設置及び管理に関する条例（昭和43年大子町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条の表並びに第8条中「町付墓地」を「町付霊園」に改める。

第11条中「及び」を「、」に改め、「川山霊園」の次に「及び町付霊園」を加える。

第14条第1項の表中「町付墓地」を「町付霊園」に改める。

第15条中「及び」を「、」に改め、「川山霊園」の次に「及び町付霊園」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月4日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年3月 日 決

議案第10号

大子町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

大子町医療福祉費支給に関する条例（昭和51年大子町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第4条第1項中「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」を「医療保険各法」に、「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に「若しくは」を「、加入者又は」に改め、同条第3項中「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第5条第1項第1号中「7月1日（前々年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に」を「規則で」に改め、同項第2号中「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下、「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に533,000円を加えた」を「規則で定める」に、「旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に」を「規則で」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前の診療に掛かる医療福祉費支給については、なお従前の例による。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 3 月 日 決

議案第11号

大子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大子町国民健康保険税条例（昭和33年大子町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,600円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大子町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 3 月 日 決

条例第12号

大子町火災予防条例の一部を改正する条例

大子町火災予防条例（昭和37年大子町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を第7条の3とし、同条の見出し、同条第1項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条の前に第7条の2として次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」に次に「感震ブレーカー」を加える。第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号の前に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 3 月 日 決

議案第13号

湯の里公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

湯の里公園の設置及び管理に関する条例（平成19年大子町条例第22号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大子町公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）

2 大子町公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年大子町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「湯の里公園の設置及び管理に関する条例（平成19年大子町条例第22号）」を削る。

令和8年3月4日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年3月 日 決

議案第14号

太子町過疎地域持続的発展計画の変更について

太子町過疎地域持続的発展計画を別紙1及び別紙2のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、町議会の議決を求める。

令和8年3月4日 提 出

太子町長 高 梨 哲 彦

令和8年3月 日 決

別紙 1

大子町過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の変更

第 6 項第 2 号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のよう
に加える

エ 火葬場

施設の老朽化や利用動向を踏まえ、適切な施設の維持管理に努めます。

第 6 項第 3 号の表中

し尿処理施設	し尿収集車の更新	町	を	
	浄化槽汚泥収集及び運搬業務	町		
	し尿収集及び運搬業務	町		
(4) 火葬場	し尿収集車の更新	町	に改める。	
	浄化槽汚泥収集及び運搬業務	町		
	し尿収集及び運搬業務	町		
	火葬炉設備改修工事	町		R8. 2
	火葬棟待合室バリアフリー 工事	町		R8. 2

議案第 15 号

町道路線の認定について

次のとおり大子町町道を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

認定する路線

路線名	起	重要な経過地
	終	
町道 3481 号線	大子町大字南田気字上ノ原 544 番 1	
	大子町大字南田気字上ノ原 521 番 6	
町道 3482 号線	大子町大字南田気字上ノ原 560 番 3	
	大子町大字南田気字上ノ原 603 番 3	
	以下余白	

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 月 日 決

議案第16号

奥久慈茶の里公園の指定管理者の指定について

奥久慈茶の里公園の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、町議会の議決を求める。

1 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大子町大字左貫1920番地
- (2) 名称 茶の里公園組合
- (3) 代表者 理事長 菊池富雄

2 指定する期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

令和8年3月4日 提出

大子町長 高梨哲彦

令和8年3月 日 決

議案第17号

大子町営宿泊施設福寿荘の指定管理者の指定について

大子町営宿泊施設福寿荘の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、町議会の議決を求める。

1 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都杉並区方南二丁目23番1号長森ビル
- (2) 名称 株式会社湘南リゾート
- (3) 代表者 代表取締役 上村 栄治

2 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年3月4日 提 出

大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年3月 日 決

議案第 2 2 号

令和 7 年度大子町一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 7 年度大子町の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 1, 2 5 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 8 4 7, 1 9 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 4 日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和 8 年 3 月 日 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		1,715,519	58,798	1,774,317
	1 町民税	574,688	39,457	614,145
	2 固定資産税	949,065	17,773	966,838
	3 軽自動車税	68,838	1,888	70,726
	4 町たばこ税	88,574	1,274	89,848
	5 入湯税	34,354	1,594	32,760
2 地方譲与税		223,290	9,710	233,000
	3 森林環境譲与税	110,290	9,710	120,000
12 地方交付税		4,167,019	181,879	4,348,898
	1 地方交付税	4,167,019	181,879	4,348,898
14 分担金及び負担金		20,589	1,753	22,342
	1 負担金	20,589	1,753	22,342
15 使用料及び手数料		538,387	4,400	533,987
	1 使用料	449,693	3,000	446,693
	2 手数料	88,694	1,400	87,294
16 国庫支出金		1,955,139	31,510	1,986,649
	1 国庫負担金	494,146	5,808	488,338
	2 国庫補助金	1,456,412	37,318	1,493,730
17 県支出金		807,076	18,224	788,852
	1 県負担金	376,180	10,753	365,427
	2 県補助金	196,979	6,338	190,641
	3 委託金	233,917	1,133	232,784
18 財産収入		53,548	2,206	55,754
	1 財産運用収入	53,544	79	53,623
	2 財産売払収入	4	2,127	2,131
19 寄附金		88,397	3,953	92,350

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 寄附金	1 寄附金	88,397	3,953	92,350
20 繰入金		378,126	11,176	366,950
	1 基金繰入金	375,083	11,176	363,907
21 繰越金		883,373	12,089	895,462
	1 繰越金	883,373	12,089	895,462
22 諸収入		127,991	6,259	134,250
	5 雑入	112,320	6,259	118,579
23 町債		1,199,900	73,100	1,126,800
	1 町債	1,199,900	73,100	1,126,800
歳	入	合	計	
		12,645,935	201,257	12,847,192

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		110,125	3,400	106,725
	1 議会費	110,125	3,400	106,725
2 総務費		2,555,578	21,445	2,534,133
	1 総務管理費	2,209,267	18,931	2,190,336
	2 徴税費	151,802	1,800	150,002
	3 戸籍住民基本台帳費	105,814	714	105,100
3 民生費		3,043,692	21,226	3,022,466
	1 社会福祉費	2,385,897	14,730	2,400,627
	2 児童福祉費	657,548	35,956	621,592
4 衛生費		980,247	2,484	982,731
	1 保健衛生費	314,525	3,140	317,665
	2 清掃費	600,908	21,956	578,952
	3 上水道費	64,814	21,300	86,114
5 農林水産業費		544,013	34,263	509,750
	1 農業費	374,040	24,152	349,888
	2 林業費	169,973	10,111	159,862
6 商工費		1,084,910	9,337	1,075,573
	1 商工費	1,084,910	9,337	1,075,573
7 土木費		1,230,527	115,588	1,114,939
	1 土木管理費	154,849	4,532	150,317
	2 道路橋りょう費	483,871	89,799	394,072
	4 都市計画費	548,791	21,054	527,737
	5 住宅費	24,404	203	24,201
8 消防費		594,216	20,006	614,222
	1 消防費	594,216	20,006	614,222
9 教育費		1,074,002	56,592	1,017,410

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費	1 教育総務費	289,646	41,265	248,381
	2 小学校費	121,721	1,500	120,221
	3 中学校費	202,272	8,420	193,852
	4 幼稚園費	44,850	230	44,620
	5 社会教育費	193,705	981	192,724
	6 保健体育費	221,808	4,196	217,612
12 諸支出金		208,481	440,618	649,099
	1 基金費	208,481	440,618	649,099
歳	出	合	計	
		12,645,935	201,257	12,847,192

第2表 継続費補正

変更

款	項	補正前			補正後		
		事業名	年度	金額	事業名	年度	金額
7 土木費	4 都市計画費	用途地域・地区計画 変更業務	令和7年度	2,160	用途地域・地区計画 変更業務	令和7年度	2,070
			令和8年度	5,144		令和8年度	4,860

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域経済循環創造事業補助金	35,000 千円
2 総務費	1 総務管理費	マスコットキャラクター着ぐるみ制作業務	1,300
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修業務	1,848
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付システム改修業務	1,078
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策生活支援給付金	14,330
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当	171
4 衛生費	1 保健衛生費	保健センターエアコン更改工事	14,000
4 衛生費	3 上水道費	水道事業会計繰出金	21,300
6 商工費	1 商工費	道の駅北側敷地整備工事	10,530

7 土木費	2 道路橋りょう費	松沼橋改築事業	10,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良工事	12,408
7 土木費	4 都市計画費	水路整備工事	2,992
8 消防費	1 消防費	茨城県防災情報通信設備更新負担金	27,600
8 消防費	1 消防費	避難所環境改善推進事業	23,721
8 消防費	1 消防費	消防ポンプ車購入費	25,465
8 消防費	1 消防費	道の駅調整池ポンプ設備修繕負担金	17,160

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	千円 21,300	普通貸借又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権 者と協定するものによる。ただし、町 財政の都合により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償還若しくは低 利に借換えすることができる。

2 変更

起債の目的	限度額		備考
	補正前	補正後	
	千円	千円	
過疎対策事業債	982,400	888,300	起債の方法、利率、償還方法は変更なし
緊急防災・減災事業債	71,200	70,700	
緊急自然災害防止対策事業債	77,100	77,300	

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	1,715,519	58,798	1,774,317
2 地方譲与税	223,290	9,710	233,000
12 地方交付税	4,167,019	181,879	4,348,898
14 分担金及び負担金	20,589	1,753	22,342
15 使用料及び手数料	538,387	4,400	533,987
16 国庫支出金	1,955,139	31,510	1,986,649
17 県支出金	807,076	18,224	788,852
18 財産収入	53,548	2,206	55,754
19 寄附金	88,397	3,953	92,350
20 繰入金	378,126	11,176	366,950
21 繰越金	883,373	12,089	895,462
22 諸収入	127,991	6,259	134,250
23 町債	1,199,900	73,100	1,126,800
歳入合計	12,645,935	201,257	12,847,192

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	110,125	3,400	106,725				3,400
2 総務費	2,555,578	21,445	2,534,133	57	13,200	273	7,915
3 民生費	3,043,692	21,226	3,022,466	9,940			11,286
4 衛生費	980,247	2,484	982,731	3,750	33,400	3,000	30,166
5 農林水産業費	544,013	34,263	509,750	12,194	500	11,288	10,281
6 商工費	1,084,910	9,337	1,075,573	4,150	10,100	1,200	4,587
7 土木費	1,230,527	115,588	1,114,939	35,424	79,700	4,168	67,144
8 消防費	594,216	20,006	614,222	11,955		1,753	6,298
9 教育費	1,074,002	56,592	1,017,410	12,302	3,000		41,290
12 諸支出金	208,481	440,618	649,099			4,285	436,333
歳 出 合 計	12,645,935	201,257	12,847,192	13,286	73,100	5,491	266,562

2 歳 入

(款) 1 町税

(項) 1 町民税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個人	515,180	23,639	538,819	1 現年課税分	24,239	現年課税分 所得割 24,239
				2 滞納繰越分	600	滞納繰越分 600
2 法人	59,508	15,818	75,326	1 現年課税分	15,818	現年課税分 均等割 6,333 法人税割 9,485
計	574,688	39,457	614,145			

(款) 1 町税

(項) 2 固定資産税

1 固定資産税	940,512	17,773	958,285	1 現年課税分	18,573	現年課税分 土地 1,083 家屋 2,011 償却資産 15,479
				2 滞納繰越分	800	滞納繰越分 800
計	949,065	17,773	966,838			

(款) 1 町税

(項) 3 軽自動車税

1 環境性能割	2,637	1,150	3,787	1 現年課税分	1,150	環境性能割 1,150
2 種別割	66,201	738	66,939	1 現年課税分	738	現年課税分 738
						原付・ミニカー 21
						軽二輪 12
						軽四輪 655
						二輪小型 24
農耕用 26						
計	68,838	1,888	70,726			

(款) 1 町税

(項) 4 町たばこ税

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 町たばこ税	88,574	1,274	89,848	1 現年課税分	1,274	現年課税分 1,274
計	88,574	1,274	89,848			

(款) 1 町税

(項) 5 入湯税

1 入湯税	34,354	1,594	32,760	1 現年課税分	1,594	現年課税分 1,594
計	34,354	1,594	32,760			

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税	110,290	9,710	120,000	1 森林環境譲与税	9,710	森林環境譲与税 9,710
計	110,290	9,710	120,000			

(款) 12 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	4,167,019	181,879	4,348,898	1 地方交付税	181,879	普通交付税 181,879
計	4,167,019	181,879	4,348,898			

(款) 14 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

5 消防費負担金	0	1,753	1,753	1 消防費負担金	1,753	消防広域応援負担金 1,753
計	20,589	1,753	22,342			

(款) 15 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

6 土木使用料	213,302	3,000	210,302	2 住宅使用料	3,000	住宅家賃 3,000
計	449,693	3,000	446,693			

(款) 15 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

1 総務手数料	9,553	1,400	8,153	1 総務手数料	1,400	戸籍謄・抄本等交付手数料	1,400
計	88,694	1,400	87,294				

(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	489,457	3,308	486,149	1 社会福祉費負担金	12,000	障害者自立支援給付費負担金	10,000
						障害児施設措置費負担金	2,000
				2 児童福祉費負担金	6,721	子どものための教育・保育給付費負担金	6,721
				3 児童手当負担金	8,587	児童手当交付金	8,587
2 衛生費国庫負担金	4,689	2,500	2,189	1 保健衛生費負担金	2,500	未熟児養育医療費国庫負担金	2,500
計	494,146	5,808	488,338				

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,206,088	2,850	1,208,938	1 総務管理費補助金	2,850	都市構造再編集中支援事業費補助金	5,188
						個人番号カード交付事務費補助金	320
						社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,770
						地方創生臨時交付金	2,750
						第2世代交付金	1,038
4 農林水産業費国庫補助金	8,175	1,200	6,975	1 農業費補助金	1,200	農業次世代人材投資事業費補助金	1,200
6 土木費国庫補助金	140,567	36,180	176,747	1 道路橋りょう費補助金	22,283	防災・安全交付金	974
						道路メンテナンス事業費補助金	23,257
				2 住宅費補助金	13,897	社会資本整備総合交付金	13,897
7 消防費国庫補助金	6,865	11,790	18,655	1 消防費補助金	11,790	防災・安全交付金	245
						デジタル基盤改革支援補助金	175
						地域未来交付金(地域防災緊急整備型)	11,860

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 教育費国庫補助金	36,751	12,302	24,449	2 中学校費補助金	7,982	へき地児童生徒援助費等補助金 7,982
				3 保健体育費補助金	4,320	へき地児童生徒援助費等補助金 4,320
計	1,456,412	37,318	1,493,730			

(款) 17 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	338,586	3,756	334,830	1 社会福祉費負担金	1,893	保険基盤安定負担金 4,107 障害者自立支援給付費負担金 5,000 障害児施設措置費負担金 1,000
				2 児童福祉費負担金	3,502	子どものための教育・保育給付費負担金 3,502
				3 児童手当負担金	2,147	児童手当交付金 2,147
2 衛生費県負担金	2,344	1,250	1,094	1 保健衛生費負担金	1,250	未熟児養育医療費負担金 1,250
3 農林水産業費県負担金	23,372	5,747	17,625	1 農業費負担金	5,747	地籍調査費負担金 5,747
計	376,180	10,753	365,427			

(款) 17 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	12,677	1,209	11,468	1 総務管理費補助金	1,209	原子力地域振興事業費補助金 298 わくわく茨城生活実現事業費補助金 1,507
2 民生費県補助金	92,249	126	92,123	3 児童福祉費補助金	126	子育てのため施設等利用給付交付金 126
4 農林水産業費県補助金	70,078	4,247	65,831	1 農業費補助金	4,247	中山間地域等直接支払交付金 1,505 儲かる産地支援事業費補助金 1,452 茨城県鳥獣被害防止促進補助金 940 農地利用最適化交付金 350

(款) 17 県支出金

(項) 2 県補助金

6 土木費県補助金	893	756	137	1 土木管理費補助金	756	社会資本整備総合交付金	756
計	196,979	6,338	190,641				

(款) 17 県支出金

(項) 3 委託金

3 農林水産業費委託金	1,047	1,000	47	1 農業費委託金	1,000	ふるさと魅力発見隊事業委託金	1,000
5 消防費委託金	7,928	133	7,795	1 水防費委託金	154	久慈川樋門管理委託金	154
				2 消防施設費委託金	21	消防車庫等物件移転委託金	21
計	233,917	1,133	232,784				

(款) 18 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	46,435	79	46,514	1 土地建物貸付収入	79	公有財産貸付料	79
計	53,544	79	53,623				

(款) 18 財産収入

(項) 2 財産売却収入

2 物品売却収入	3	2,127	2,130	1 物品売却収入	2,127	不用車両売却収入 不用備品売却収入	2,121 6
計	4	2,127	2,131				

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	83,501	3,953	87,454	1 一般寄附金	3,953	一般寄附金	3,953
計	88,397	3,953	92,350				

(款) 20 繰入金

(項) 1 基金繰入金

4 森林環境譲与税基	119,908	11,176	108,732	1 森林環境譲与税基	11,176	森林環境譲与税基金繰入れ	11,176
------------	---------	--------	---------	------------	--------	--------------	--------

(款) 20 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
金繰入金				金繰入金		
計	375,083	11,176	363,907			

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	883,373	12,089	895,462	1 繰越金	12,089	前年度繰越金 18,589
計	883,373	12,089	895,462			

(款) 22 諸収入

(項) 5 雑入

4 雑入	95,315	6,259	101,574	4 雑入	6,259	回収資源売払代 3,000 農地中間管理事業業務受託料 1,062 木造住宅耐震診断士派遣事業負担金 18 自動車損害共済解約返戻金 54 公有建物災害共済金 4,285
計	112,320	6,259	118,579			

(款) 23 町債

(項) 1 町債

2 過疎対策事業債	982,400	94,100	888,300	1 過疎対策事業債	94,100	防災・安全交付金事業 62,300 道路メンテナンス事業 20,300 消防施設整備事業 500 小中学校施設整備事業 3,000 清掃運搬施設等整備事業 1,900 観光施設整備事業 24,000 保健センター整備事業 14,000 下水処理施設整備事業 2,900
3 緊急防災・減災事業債	71,200	500	70,700	1 緊急防災・減災事業債	500	消防ポンプ車更新 500

(款) 23 町債

(項) 1 町債

5 緊急自然災害防止 対策事業債	77,100	200	77,300	1 緊急自然災害防止 対策事業債	200	緊急自然災害防止対策事業(土地改良費事業)	200
9 一般会計出資債	0	21,300	21,300	1 一般会計出資債	21,300	水道広域化推進事業	21,300
計	1,199,900	73,100	1,126,800				

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	110,125	3,400	106,725				3,400	4 共済費	710	議員共済会負担金	710
								8 旅費	790	費用弁償 特別旅費	400 390
								10 需用費	300	印刷製本費	300
								12 委託料	1,600	委託料 会議録調製業務 議会音声放送業務	1,600 700 900
計	110,125	3,400	106,725				3,400				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	518,512	24,200	542,712				24,200	2 給料	2,000	行政職	2,000
										3 3 人	2,000
								3 職員手当等	27,200	時間外勤務手当 退職手当特別負担金	200 27,000
								4 共済費	0	雇用保険料 社会保険料(会計年度任用職員)	500 500
								18 負担金、補助及び交付金	1,000	負担金 県職員派遣	1,000 1,000
2 人事管理費	22,184	1,584	20,600				1,584	13 使用料及び賃借料	1,584	使用料及び賃借料 勤怠管理システム使用料	1,584 1,584
5 会計管理費	8,801	38	8,763				38	18 負担金、補助及び交付金	38	負担金 出納事務研修会	38 38

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
6財産管理費	379,351	1,496	377,855		13,900	2,127	10,277	12 委託料	1,496	委託料 大子町役場総合管理業務 1,496
7町有林管理費	3,979	869	3,110				869	12 委託料	869	委託料 町有林下刈り管理業務 869
11地域振興費	127,220	4,825	122,395				4,825	12 委託料	3,795	委託料 古民家レストラン期間限定運営事業 3,795
								18 負担金、補助及び交付金	1,030	補助金 未来へつなくプロジェクト R118地域結婚支援活動協議会 1,030
12都市住民交流事業費	12,170	3,000	9,170	1,507		1,000	493	18 負担金、補助及び交付金	3,000	補助金 わくわく茨城生活実現事業における移住支援金 3,000
15情報管理費	300,385	26,500	273,885				26,500	12 委託料	17,191	委託料 標準準拠システム移行業務 13,858 ガバメントクラウド接続回線構築業務 2,178 光ファイバ譲渡に係る各種申請等業務 1,155
								13 使用料及び賃借料	9,309	使用料及び賃借料 基幹業務システム使用料 1,000 ガバメントクラウド使用料 2,601 基幹業務システム端末機賃借料 1,595 行政情報ネットワーク端末機賃借料 4,113

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

17 都市再生 整備計画 事業費	495,452	959	494,493				959	10 需用費	291	消耗品費 食糧費 光熱水費	40 11 240
								11 役務費	68	通信運搬費	68
								13 使用料及び 賃借料	600	使用料及び賃借料 空き店舗活用事業賃借料	600 600
18 交通対策 費	193,010	3,860	189,150		700		4,560	11 役務費	330	手数料	330
								12 委託料	1,875	委託料 町民無料バスみどり号運行業 務	1,875 1,875
								13 使用料及び 賃借料	538	使用料及び賃借料 カーシェアリング車両使用料	538 538
								18 負担金、補助 及び交付金	1,117	補助金 廃止路線代替バス運行費 水郡線に乗ろう帰省割引事業	1,117 617 500
計	2,209,267	18,931	2,190,336	1,507	13,200	1,127	5,351				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

2 賦課徴収 費	50,649	1,800	48,849				1,800	12 委託料	1,800	委託料 土地鑑定評価	1,800 1,800
計	151,802	1,800	150,002				1,800				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民 基本台帳 費	105,814	714	105,100	1,450		1,400	764	2 給料	1,265	行政職 8人	1,265 1,265
								3 職員手当等	200	住居手当	200

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								4 共済費	390	職員共済組合負担金	390
								7 報償費	320	謝金	320
										マイナンバーカード申請サポート・代理交付	320
								11 役務費	827	通信運搬費	518
										手数料	309
								12 委託料	2,288	委託料	2,288
										戸籍附票システム改修業務	1,848
										仮の振り仮名の通知書作成業務	638
										コンビニ交付システム改修業務	1,078
計	105,814	714	105,100	1,450		1,400	764				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	1,267,683	21,250	1,288,933	15,250			6,000	18 負担金、補助 及び交付金	2,750	給付金	2,750		
										低所得者支援及び定額減税補 足給付金(不足額給付分)	2,750		
								19 扶助費	24,000	扶助費	24,000		
										障害福祉サービス給付費扶助	20,000		
										障害児通所支援事業扶助	4,000		
2 高齢者福 祉対策費	629,648	865	630,513				865	27 繰出金	865	繰出金	865		
												介護保険特別会計	665
												介護サービス事業特別会計	200

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

4 後期高齢者医療給付費	379,082	7,385	371,697	4,107			3,278	18 負担金、補助及び交付金	1,909	負担金 後期高齢者医療広域連合市町村共通経費	1,909
								27 繰出金	5,476	繰出金 後期高齢者医療特別会計	5,476
計	2,385,897	14,730	2,400,627	11,143			3,587				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	474,498	26,594	447,904	21,083			5,511	4 共済費	210	職員共済組合負担金	210
								12 委託料	13,000	委託料 保育児童 保育所広域入所児童保育	13,000 12,000 1,000
								19 扶助費	13,384	扶助費 児童手当給付金 子育てのための施設等利用事業(償還払分)	13,384 12,880 504
3 保育所費	183,045	9,362	173,683				9,362	1 報酬	7,829	会計年度任用職員報酬 保育士 7人 調理師兼用務手 3人	7,829 1,500 6,329
								3 職員手当等	921	時間外勤務手当 期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)	200 654 467
								8 旅費	612	費用弁償(会計年度任用職員)	612
計	657,548	35,956	621,592	21,083			14,873				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生	120,025	8,490	128,515				14,000		5,510	2 給料	750	行政職	750
--------	---------	-------	---------	--	--	--	--------	--	-------	------	-----	-----	-----

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
総務費									1 2人	750	
								3 職員手当等	450	通勤手当 住居手当	300 150
								4 共済費	470	職員共済組合負担金	470
								14 工事請負費	14,000	工事請負費 保健センターエアコン更改工 事	14,000 14,000
								18 負担金、補助 及び交付金	3,000	補助金 医師確保支援事業	3,000 3,000
								20 貸付金	840	貸付金 保健師助産師看護師准看護師 及び歯科衛生士修学資金	840 840
2 予防費	93,409	150	93,559				150	11 役務費	850	通信運搬費	850
								12 委託料	1,000	委託料 予防接種	1,000 1,000
3 母子衛生 費	24,181	5,000	19,181	3,750			1,250	19 扶助費	5,000	扶助費 未熟児養育医療費	5,000 5,000
4 環境衛生 費	25,771	300	25,471				300	18 負担金、補助 及び交付金	300	補助金 ごみ減量化機器等購入費	300 300
5 斎場費	47,560	200	47,360				200	4 共済費	200	社会保険料(会計年度任用職員)	200
計	314,525	3,140	317,665	3,750	14,000		7,110				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1 清掃総務費	201,691	220	201,911				220	3 職員手当等	50	休日勤務手当	50
								4 共済費	170	職員共済組合負担金	170
2 塵芥処理費	205,394	6,013	199,381			3,000	9,013	12 委託料	4,861	委託料	4,861
										粗大ごみ等処分	1,000
										ごみ焼却施設清掃点検業務	637
										設備点検整備業務	1,084
										収集ごみ袋作成	2,140
								14 工事請負費	1,152	工事請負費	1,152
										施設修繕工事	1,152
3 し尿処理費	193,823	16,163	177,660			1,900	14,263	10 需用費	11,562	消耗品費	11,562
								12 委託料	2,281	委託料	2,281
										し尿処理施設点検整備業務	420
										脱水汚泥運搬処分予備業務	1,861
								17 備品購入費	2,320	し尿収集車	2,320
計	600,908	21,956	578,952			1,900	3,000	23,056			

(款) 4 衛生費

(項) 3 上水道費

1 上水道施設費	64,814	21,300	86,114			21,300		27 繰出金	21,300	繰出金	21,300
										水道事業会計	21,300
計	64,814	21,300	86,114			21,300					

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	36,151	0	36,151	350			350				
3 農業振興費	106,154	13,881	92,273	6,097		1,062	6,722	7 報償費	2,240	謝金	2,240
										有害鳥獣捕獲報償金	2,240

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								10 需用費	30	消耗品費 30
								12 委託料	970	委託料 970 ふるさと魅力発見隊事業 970
								18 負担金、補助 及び交付金	10,641	補助金 10,641 遊休農地等活用事業 900 農作物被害防止資材購入費 1,320 中山間地域等直接支払事業 2,007 水田共同防除事業 81 農業人材力強化総合支援事業 1,200 儲かる産地支援事業 2,180 新規需要米推進事業費 2,953
5 畜産振興費	9,195	2,152	7,043		700		1,452	18 負担金、補助 及び交付金	2,152	補助金 2,152 和牛優良素牛導入保留奨励事業 1,050 家畜伝染病予防注射 755 飼料高騰支援事業 347
6 町営牧場 管理運営費	18,153	822	17,331				822	1 報酬	822	会計年度任用職員報酬 822 主任放牧管理員 1人 822
7 堆肥生産 プラント 管理運営費	2,199	687	2,886				687	10 需用費	687	修繕料 687
8 土地改良費	71,222	190	71,412		200		10	12 委託料	305	委託料 305 防災重点農業用ため池防災工 事実施設計業務 305

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

								14 工事請負費	495	工事請負費 防災重点農業用ため池防災工 事	495 495
10 地籍調査 費	32,592	8,174	24,418	5,747			2,427	7 報償費	411	謝金 一筆地調査協力員	411 411
								8 旅費	55	普通旅費	55
								10 需用費	301	消耗品費	301
								11 役務費	42	通信運搬費	42
								12 委託料	7,085	委託料 地籍調査等	7,085 7,085
								15 原材料費	101	原材料費 境界杭	101 101
								21 補償、補填 及び賠償金	179	補償金 立木補償料	179 179
計	374,040	24,152	349,888	12,194	500	1,062	10,396				

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業総務 費	46,025	150	46,175				150	3 職員手当等	150	時間外勤務手当	150
4 林業施設 管理費	2,231	35	2,196				35	14 工事請負費	35	工事請負費 自然ふれあいの森施設改修工 事	35 35
6 森林環境 譲与税活 用事業費	100,968	10,226	90,742			10,226		12 委託料	6,505	委託料 森林境界保全図素図作成業務 集積計画支援業務 市町村経営管理事業	6,505 3,300 61 1,518

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									身近なみどり整備推進事業 457 下刈り省力化実証業務 374 林業先進地視察業務 270 森林環境教育イベント実施業務 404 森林林業教育実施業務 121	
							17 備品購入費	270	機械器具類 270	
							18 負担金、補助及び交付金	3,451	補助金 3,451 将来の森林整備担い手育成事業 93 林業従事者就業環境改善事業 556 木づかい店舗創出事業 2,802	
計	169,973	10,111	159,862			10,226	115			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	84,887	940	83,947				940	2 給料	640	行政職 13人 640
								4 共済費	300	職員共済組合負担金 300
2 商工振興費	84,085	600	83,485		7,600		7,000	11 役務費	600	通信運搬費 600
3 観光費	895,763	7,857	887,906	4,150	2,500	1,200	10,707	8 旅費	722	普通旅費 722
								12 委託料	6,132	委託料 6,132 イベント等警備業務 1,087 草刈り作業等業務 1,000 道の駅奥久慈だいが周辺イル

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

										ミネーション装飾業務	820
										シャトルバス運行業務	2,035
										台湾からの誘客推進業務	1,190
								13 使用料及び賃借料	1,003	使用料及び賃借料	1,003
										やみぞ送迎バス賃借料	1,003
5 消費者行政推進費	7,817	60	7,877				60	18 負担金、補助及び交付金	60	補助金	60
										特殊詐欺対策電話機等購入費	60
計	1,084,910	9,337	1,075,573	4,150	10,100	1,200	4,587				

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	154,849	4,532	150,317	13,141			18	17,655	4 共済費	540	職員共済組合負担金	540
									12 委託料	842	委託料	842
										耐震診断業務	842	
									18 負担金、補助及び交付金	3,150	負担金	1,000
										急傾斜地崩壊対策事業費	1,000	
										補助金	2,150	
										耐震設計、改修費	2,150	
計	154,849	4,532	150,317	13,141			18	17,655				

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

1 道路橋りょう総務費	260,243	81,347	178,896	1,186	64,100			18,433	12 委託料	6,684	委託料	6,684
										道路台帳補正更新業務	935	
										橋りょう定期点検業務	5,749	
									18 負担金、補助及び交付金	74,663	負担金	74,663
										松沼橋改築事業	74,663	
3 道路新設改良費	127,711	8,452	119,259	21,097	18,500			11,049	12 委託料	4,999	委託料	4,999
										路線・用地測量及び設計業務	980	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									橋りょう補修設計業務(補助分)	4,019	
								14 工事請負費	3,453	工事請負費	3,453
										道路改良工事(補助分)	3,453
計	483,871	89,799	394,072	22,283	82,600		29,482				

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画 総務費	53,100	90	53,010				90	12 委託料	90	委託料 用途地域・地区計画変更業務	90 90
2 公共下水道費	164,987	6,190	158,797		2,900		9,090	12 委託料	537	委託料 中心市街地排水処理施設電気 設備点検業務	537 537
								14 工事請負費	5,653	工事請負費 中心市街地排水処理施設整備 工事 水路整備工事	5,653 8,645 2,992
3 広域公園 管理運営費	330,704	14,774	315,930			1,150	13,624	12 委託料	14,774	委託料 広域公園植物管理業務 フォレスパ大子管理運営業務 フォレストアドベンチャー設 計業務	14,774 18,800 5,176 1,150
計	548,791	21,054	527,737		2,900	1,150	22,804				

(款) 7 土木費

(項) 5 住宅費

1 住宅管理	24,404	203	24,201			3,000	2,797	13 使用料及び	203	使用料及び賃借料	203
--------	--------	-----	--------	--	--	-------	-------	----------	-----	----------	-----

(款) 7 土木費

(項) 5 住宅費

費								賃借料		敷地借上料	203
計	24,404	203	24,201			3,000	2,797				

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	390,060	9	390,069	175		1,753	1,919	3 職員手当等	1,000	時間外勤務手当	1,000
								12 委託料	150	委託料 救急救命士気管挿管病院実習	150 150
								18 負担金、補助及び交付金	841	負担金 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会	841 841
2 非常備消防費	60,635	2,545	58,090				2,545	10 需用費	1,021	消耗品費	1,021
								11 役務費	272	手数料	272
								13 使用料及び賃借料	767	使用料及び賃借料 操法大会バス借上料 操法大会テント等借上料 操法訓練用倉庫借上料	767 358 268 141
								18 負担金、補助及び交付金	485	負担金 県消防協会研修会 補助金 県消防ポンプ操法競技大会	100 100 385 385
3 消防施設費	47,293	535	46,758	21			556	17 備品購入費	535	自動車	535
4 水防費	22,319	154	22,165	154				12 委託料	154	委託料 久慈川樋門管理業務	154 154
5 災害対策費	73,909	23,231	97,140	11,913			11,318	12 委託料	490	委託料 内水氾濫浸水想定区域図作成	490

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									業務	490	
								17 備品購入費	23,721	庁用備品	23,721
計	594,216	20,006	614,222	11,955		1,753	6,298				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

1 教育委員会費	78,352	6,915	71,437				6,915	1 報酬	3,000	会計年度任用職員報酬 複式学級指導非常勤講師 10人	3,000 3,000
								3 職員手当等	2,785	期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)	1,622 1,163
								8 旅費	1,130	費用弁償(会計年度任用職員)	1,130
2 事務局費	199,517	34,060	165,457	4,320	3,700		26,040	1 報酬	10,200	会計年度任用職員報酬 公用バス運転手 5人	10,200 10,200
								3 職員手当等	1,970	期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)	1,149 821
								4 共済費	3,260	職員共済組合負担金 社会保険料(会計年度任用職員)	260 3,000
								7 報償費	1,000	謝金 筑波大学との連携事業	1,000 1,000
								8 旅費	550	費用弁償(会計年度任用職員)	550
								10 需用費	2,000	燃料費	2,000

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

								12 委託料	138	委託料 友好交流都市現地訪問事業	138 138
								17 備品購入費	15,500	スクールバス	15,500
								18 負担金、補助 及び交付金	558	負担金 町教育委員会派遣職員	558 558
3 教育支援 センター - 事業費	6,974	290	6,684				290	3 職員手当等	290	期末手当(会計年度任用職員) 勤勉手当(会計年度任用職員)	170 120
計	289,646	41,265	248,381	4,320	3,700		33,245				

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理 費	71,859	500	71,359				1,200	11 役務費	500	手数料	500
2 教育振興 費	49,862	1,000	48,862				1,000	12 委託料	1,000	委託料 スクールバス運行	1,000 1,000
計	121,721	1,500	120,221				2,200				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理 費	30,602	420	30,182				420	11 役務費	420	手数料	420
2 教育振興 費	171,670	8,000	163,670	7,982			18	12 委託料	8,000	委託料 スクールバス運行	8,000 8,000
計	202,272	8,420	193,852	7,982			438				

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	44,850	230	44,620				230	4 共済費	230	公立学校共済組合負担金	230
--------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	-------	-----	-------------	-----

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	44,850	230	44,620				230			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	108,705	195	108,510				195	4 共済費	200	社会保険料(会計年度任用職員)	200
								8 旅費	5	費用弁償	5
2 公民館費	67,410	786	66,624				786	1 報酬	100	会計年度任用職員報酬 事務補助員 2人	100 100
								13 使用料及び 賃借料	886	使用料及び賃借料 印刷機使用料 自動体外式除細動器(AED) 使用料	886 443 443
計	193,705	981	192,724				981				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育 総務費	32,562	1,433	31,129				1,433	1 報酬	300	会計年度任用職員報酬 部活動地域移行コーディネーター 1人	300 300
								7 報償費	500	謝金 部活動地域移行指導員	500 500
								13 使用料及び 賃借料	633	使用料及び賃借料 バス借上料 プロスポーツ応援事業観戦チ ケット料	633 433 200

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

2 学校給食 センター - 費	189,246	2,763	186,483				2,763	4 共済費	200	社会保険料(会計年度任用職員)	200
								12 委託料	3,004	委託料 給食配送業務	3,004 3,004
								13 使用料及び 賃借料	41	使用料及び賃借料 サーバー使用料	41 41
計	221,808	4,196	217,612				4,196				

(款) 12 諸支出金

(項) 1 基金費

1 財政調整 基金費	2,748	410,000	412,748				410,000	24 積立金	410,000	積立金 財政調整基金元金	410,000 410,000
2 減債基金 費	5,117	16,623	21,740				16,623	24 積立金	16,623	積立金 減債基金元金(臨時財政対策 償還基金費分)	16,623 16,623
5 森林環境 譲与税基 金費	110,636	9,710	120,346				9,710	24 積立金	9,710	積立金 森林環境譲与税基金元金	9,710 9,710
6 公共施設 整備基金 費	66,738	4,285	71,023			4,285		24 積立金	4,285	積立金 公共施設整備基金積立金	4,285 4,285
計	208,481	440,618	649,099			4,285	436,333				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

(単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(155) 222	257,212	883,385	752,139	1,892,736	342,172	2,234,908	
補 正 前	(155) 222	279,263	888,040	730,355	1,897,658	347,602	2,245,260	
比 較	()	△ 22,051	△ 4,655	21,784	△ 4,922	△ 5,430	△ 10,352	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位:千円)

職員手当の内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後	20,160	23,227	31,052	14,214	67,796	12,560	3,000	1,100	450	916
	補 正 前	20,160	23,227	31,352	14,564	66,246	12,510	3,000	1,100	450	916
	比 較			△ 300	△ 350	1,550	50				
内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	229,022	185,582	19,215	116,845	27,000					
	補 正 前	232,617	188,153	19,215	116,845						
	比 較	△ 3,595	△ 2,571			27,000					

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(13) 222		883,385	704,773	1,588,158	285,514	1,873,672	
補 正 前	(13) 222		888,040	676,823	1,564,863	287,744	1,852,607	
比 較	()		△ 4,655	27,950	23,295	△ 2,230	21,065	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位:千円)

職員手当の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	通勤手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当	夜間勤務 手 当	宿日直手当	特殊勤務 手 当	管理職員特 別勤務手当
	補 正 後	20,160	23,227	31,052	14,214	67,796	12,560	3,000	1,100	450	916
	補 正 前	20,160	23,227	31,352	14,564	66,246	12,510	3,000	1,100	450	916
	比 較			△ 300	△ 350	1,550	50				
内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	地域手当	退職手当 負 担 金	退職手当特 別 負 担 金					
	補 正 後	201,395	165,843	19,215	116,845	27,000					
	補 正 前	201,395	165,843	19,215	116,845						
	比 較					27,000					

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(142)	257,212		47,393	304,605	56,658	361,263	
補 正 前	(142)	279,263		53,559	332,822	59,858	392,680	
比 較	()	△ 22,051		△ 6,166	△ 28,217	△ 3,200	△ 31,417	

()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの

(単位:千円)

職員手当の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当
	補 正 後	27,627	19,739
	補 正 前	31,222	22,310
	比 較	△ 3,595	△ 2,571

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 4,655	その他の増減分 △ 4,655		
職員手当	21,784	その他の増減分 21,784	退職手当特別負担金等 28,600 期末手当等 △ 6,816	

議案第23号

令和7年度大子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度大子町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,452千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,276,973千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年3月 日 決

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,701,769	1,452	1,700,317
	1 県補助金	1,701,769	1,452	1,700,317
歳入	合計	2,278,425	1,452	2,276,973

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		64,392	1,452	62,940
	1 総務管理費	53,000	1,452	51,548
歳 出	合 計	2,278,425	1,452	2,276,973

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	1,701,769	1,452	1,700,317
歳入合計	2,278,425	1,452	2,276,973

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	64,392	1,452	62,940	1,452			
歳 出 合 計	2,278,425	1,452	2,276,973	1,452			

2 歳 入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	1,701,769	1,452	1,700,317	2 保険給付費等交付金(特別交付金)	1,452	特別調整交付金分 1,452
計	1,701,769	1,452	1,700,317			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理 費	51,684	1,452	50,232	1,452				12 委託料	1,452	委託料 調整交付金(結核・精神)申 請に係るレセプト調査集計業 務	1,452 1,452
計	53,000	1,452	51,548	1,452							

議案第24号

令和7年度大子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度大子町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,476千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310,421千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年3月 日 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		99,571	5,476	94,095
	1 一般会計繰入金	99,571	5,476	94,095
歳 入	合 計	315,897	5,476	310,421

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 広域連合納付金		295,022	5,476	289,546
	1 広域連合納付金	295,022	5,476	289,546
歳 出	合 計	315,897	5,476	310,421

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	99,571	5,476	94,095
歳入合計	315,897	5,476	310,421

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 広域連合納付金	295,022	5,476	289,546				5,476
歳 出 合 計	315,897	5,476	310,421				5,476

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	99,571	5,476	94,095	1 保険基盤安定繰入金	5,476	低所得者保険料軽減相当分繰入れ 5,476
計	99,571	5,476	94,095			

3 歳 出

(款) 2 広域連合納付金

(項) 1 広域連合納付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 保険基盤 安定納付 金	87,859	5,476	82,383				5,476	18 負担金、補助 及び交付金	5,476	納付金 保険基盤安定納付金	5,476 5,476
計	295,022	5,476	289,546				5,476				

議案第25号

令和7年度大子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度大子町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,367千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,690,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年3月 日 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		639,420	1,718	641,138
	1 国庫負担金	397,255	1,943	399,198
	2 国庫補助金	242,165	225	241,940
4 支払基金交付金		630,998	2,623	633,621
	1 支払基金交付金	630,998	2,623	633,621
5 県支出金		367,890	665	368,555
	1 県負担金	353,398	1,214	354,612
	2 県補助金	14,492	549	13,943
7 繰入金		404,629	665	405,294
	1 一般会計繰入金	404,628	665	405,293
8 繰越金		168,807	1,304	167,503
	1 繰越金	168,807	1,304	167,503
歳 入	合 計	2,686,176	4,367	2,690,543

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,309,639	9,719	2,319,358
	1 介護サービス等諸費	2,044,575	976	2,045,551
	2 介護予防サービス等諸費	71,728	8,743	80,471
5 地域支援事業費		84,911	2,852	82,059
	3 包括的支援事業・任意事業費	57,442	2,852	54,590
6 保健福祉事業費		11,470	2,500	8,970
	1 保健福祉事業費	11,470	2,500	8,970
歳	出	合	計	
		2,686,176	4,367	2,690,543

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	639,420	1,718	641,138
4 支払基金交付金	630,998	2,623	633,621
5 県支出金	367,890	665	368,555
7 繰入金	404,629	665	405,294
8 繰越金	168,807	1,304	167,503
歳入合計	2,686,176	4,367	2,690,543

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	2,309,639	9,719	2,319,358	4,030		2,623	3,066
5 地域支援事業費	84,911	2,852	82,059	1,647			1,205
6 保健福祉事業費	11,470	2,500	8,970				2,500
歳 出 合 計	2,686,176	4,367	2,690,543	2,383		2,623	639

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	397,255	1,943	399,198	1 現年度分	1,943	現年度分 1,943
計	397,255	1,943	399,198			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	207,866	873	208,739	1 現年度分調整交付金	873	現年度分調整交付金 873
3 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	22,138	1,098	21,040	1 現年度分	1,098	現年度分 1,098
計	242,165	225	241,940			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	623,602	2,623	626,225	1 現年度分	2,623	現年度分 2,623
計	630,998	2,623	633,621			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	353,373	1,214	354,587	1 現年度分	1,214	現年度分 1,214
計	353,398	1,214	354,612			

(款) 5 県支出金

(項) 2 県補助金

2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援)	11,068	549	10,519	1 現年度分	549	現年度分 549
-------------------------------------	--------	-----	--------	--------	-----	----------

(款) 5 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
事業)						
計	14,492	549	13,943			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	288,704	1,214	289,918	1 現年度分	1,214	現年度分	1,214
3 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	11,068	549	10,519	1 現年度分	549	現年度分	549
計	404,628	665	405,293				

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	168,807	1,304	167,503	1 繰越金	1,304	前年度繰越金	1,304
計	168,807	1,304	167,503				

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 介護サービス等諸費	2,044,575	976	2,045,551	404		263	309	18 負担金、補助及び交付金	976	負担金 居宅介護住宅改修費	976 976
計	2,044,575	976	2,045,551	404		263	309				

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1 介護予防サービス等諸費	71,728	8,743	80,471	3,626		2,360	2,757	18 負担金、補助及び交付金	8,743	負担金 介護予防サービス給付費 介護予防サービス計画給付費	8,743 6,081 2,662
計	71,728	8,743	80,471	3,626		2,360	2,757				

(款) 5 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

2 任意事業費	12,725	2,852	9,873	1,647			1,205	12 委託料	836	委託料 食の自立支援事業（配食サービス事業）	836 836
								19 扶助費	2,016	扶助費 成年後見制度利用支援事業助成金	2,016 2,016
計	57,442	2,852	54,590	1,647			1,205				

(款) 6 保健福祉事業費

(項) 1 保健福祉事業費

1 保健福祉事業費	11,470	2,500	8,970				2,500	19 扶助費	2,500	扶助費 在宅介護慰労金	2,500 2,500
計	11,470	2,500	8,970				2,500				

議案第26号

令和7年度大子町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度大子町の介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年3月 日 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 サービス収入		10,040	200	9,840
	1 介護予防給付費収入	10,040	200	9,840
2 繰入金		7,349	200	7,549
	1 他会計繰入金	7,349	200	7,549
歳 入	合 計	17,389	0	17,389

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 サービス事業費		6,277	0	6,277
	1 居宅サービス事業費	6,277	0	6,277
歳 出	合 計	17,389	0	17,389

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 サービス収入	10,040	200	9,840
2 繰入金	7,349	200	7,549
歳入合計	17,389	0	17,389

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 サービス事業費	6,277	0	6,277			200	200
歳 出 合 計	17,389	0	17,389			200	200

2 歳 入

(款) 1 サービス収入

(項) 1 介護予防給付費収入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護予防サービス 費収入	10,040	200	9,840	1 介護予防サービス 計画費収入	200	介護予防サービス事業費 200
計	10,040	200	9,840			

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	7,349	200	7,549	1 一般会計繰入金	200	一般会計繰入れ 200
計	7,349	200	7,549			

3 歳 出

(款) 2 サービス事業費

(項) 1 居宅サービス事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 介護予防 サービス 事業費	6,277	0	6,277			200	200			
計	6,277	0	6,277			200	200			

議案第27号

令和7年度大子町水道事業会計補正予算（第6号）

（総則）

第1条 令和7年度大子町水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度大子町水道事業会計（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費	546,478千円	14,000千円	560,478千円
第1項 営業費用	524,651千円	14,000千円	538,651千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	147,381千円	47,235千円	194,616千円
第1項 企業債	92,800千円	21,300千円	114,100千円
第3項 工事負担金	25,720千円	△22,030千円	3,690千円
第4項 一般会計補助金及び出資金	28,859千円	21,300千円	50,159千円
第5項 国県補助金	1千円	26,665千円	26,666千円

支 出

第1款 資本的支出	275,633千円	43,826千円	319,459千円
第1項 営業設備費	151,949千円	△24,233千円	127,716千円
第2項 上水道建設改良費	43,434千円	68,059千円	111,493千円

第4条 予算第5条を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	114,100千円	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
計	114,100千円			

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助及び出資を受ける金額「62,922千円」を「84,222千円」に改める。

令和8年3月4日 提 出

茨城県大子町長 高 梨 哲 彦

令和8年3月 日 決

令和7年度大子町水道事業会計補正予算実施計画(第6号)

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業費			546,478	14,000	560,478	
	1 営業費用		524,651	14,000	538,651	
		3 総係費		92,365	14,000	106,365

令和7年度大子町水道事業会計補正予算実施計画(第6号)

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的収入			147,381	47,235	194,616	
	1 企業債		92,800	21,300	114,100	
		1 企業債	92,800	21,300	114,100	
	3 工事負担金		25,720	△ 22,030	3,690	
		1 工事負担金	25,720	△ 22,030	3,690	
	4 一般会計補助金及び 出資金		28,859	21,300	50,159	
		1 一般会計出資金	28,859	21,300	50,159	
	5 国県補助金		1	26,665	26,666	
1 国庫補助金		1	26,665	26,666		

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1 資本的支出			275,633	43,826	319,459	
	1 営業設備費		151,949	△ 24,233	127,716	
		2 施設改良費	136,049	△ 24,233	111,816	
	2 上水道建設改良費		43,434	68,059	111,493	
1 上水道建設改良費		43,434	68,059	111,493		

令和7年度大子町水道事業会計補正予算説明書(第6号)

収益的支出

支出

(単位：千円)

款 項	目	補 正 前	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 水道事業費		546,478	14,000	560,478			
1 営業費用		524,651	14,000	538,651			
	3 総係費	92,365	14,000	106,365	委託料	14,000	アセットマネジメント計画策定業務 14,000

令和7年度大子町水道事業会計補正予算説明書(第6号)

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款 項	目	補 正 前	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 資本的収入		147,381	47,235	194,616			
1 企業債		92,800	21,300	114,100			
	1 企業債	92,800	21,300	114,100	企業債	21,300	老朽管布設替工事 21,300
3 工事負担金		25,720	△ 22,030	3,690			
	1 工事負担金	25,720	△ 22,030	3,690	工事負担金	△ 22,030	久慈川緊急治水プロジェクト分 △ 22,030
4 一般会計補助金 及び出資金		28,859	21,300	50,159			
	1 一般会計出資金	28,859	21,300	50,159	一般会計出資金	21,300	一般会計出資債 21,300
5 国県補助金		1	26,665	26,666			
	1 国庫補助金	1	26,665	26,666	国庫補助金	26,665	防災安全交付金 26,665

支出

(単位：千円)

款 項	目	補 正 前	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 資本的支出		275,633	43,826	319,459			
1 営業設備費		151,949	△ 24,233	127,716			
	2 施設改良費	136,049	△ 24,233	111,816	施設改良費	△ 24,233	南田気橋配水管移設工事 △ 24,233
2 上水道建設改良費		43,434	68,059	111,493			
	1 上水道建設改良費	43,434	68,059	111,493	送、配水設備費	68,059	老朽管布設替工事 68,059